



第 32 号  
2013.4.25

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

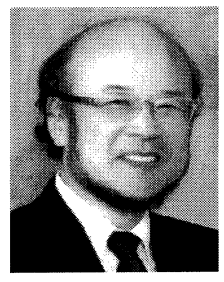
京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

## 人権救済基金ニュース



### 基金設立20周年にあたり更なるご理解を

京都弁護士会 会長 藤井正大

今年、京都弁護士会の人権救済基金設立20周年という記念すべき年です。この基金は、高齢者、障害者、外国人等の人権に関する事件、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力など人権保障が未だ十分とはいえない分野の人権問題で、その解決が公益的意義を有する事案について、訴訟費用や弁護士費用等を援助するものです。設立以来、豊田商事事件国家賠償請求事件、医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件、ヤコブ病損害賠償事件、障害基礎年金不支給決定取消請求事件、入学金返還請求事件、発達障害者の窃盗被告事件、アスベスト関連疾患損害賠償請求事件等、民事・刑事・行政の各事件にわたりこれまで同基金により援助してきた件数は59件(2013年3月現在)になります。この中には社会的に大きな反響のあった事件や地味ながら人権保障上重要な意味をもつ事件も多数含まれています。勝利に至らない事案でもその抱える人権問題を社会に広く訴え、制度改革運動への後押しになる

という役割を果たしてきました。

しかしながら、これらの基金は会内外からの寄付金に財源の殆どを依存しており、基金の規模は2012年度決算で約1054万円程度に留まっています。同基金の運用は、もとより弁護士会の公正・中立な立場を害さないように留意しなければなりません。弁護士会の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現を真に実のあるものにするためのものです。格差社会が広がる昨今人権擁護活動の重要性はますます増してきております。基金設立20周年にあたり、会員及び市民の皆様には基金の趣旨を十分ご理解頂き、協力会員又は維持会員として基金を支えて頂くと共にこの制度の更なる活用をお願い申し上げます。

# 第17回法律援助を広げる市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 石地 春樹

1 平成25年1月19日(土)、京都弁護士会地下大ホールで「第17回法律援助を広げる市民のつどい」が開催されました。

毎年多くの市民の方々にお越し頂いているこの集いですが、17回目を迎えた今年は天候に恵まれたこともあり、100名を超える大変多くの方にお越し頂くことができました。

2 この集いは、京都弁護士会の人権救済基金制度や法テラスなどの法律援助制度を市民の方々に紹介し、各制度を知って頂くことで、人権救済基金制度の普及、支援をお願いすることを目的としています。

3 例年、人権救済基金運営委員会委員長から京都弁護士会の人権救済基金制度を中心とした各法律援助制度の説明を行い、その後、実際に基金が利用された事件の事例報告、ミニコンサート、講演が行われております。



会場の様子

4 今年の事例報告は、発達障害のある被告人

の刑事事件において実際に基金を利用された古家野晶子会員から行って頂きました。

新聞にも載ったことのある事件ですので、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、事案はホームセンターで特殊なタイマーを探していた方(Aさん)が、一度タイマーを手にしたものの、結局、購入せず棚に戻して自宅へ帰宅したところ、センターでのAさんの動きを見ていて不審に思った保安員が、Aさんの帰宅後に警察に通報し、結果、Aさんが窃盗で逮捕されてしまったというものです。この事件では、第1審で有罪判決となった後、ホームセンターから無くなっていったとされていたタイマーが見つかったという点がポイントで、この扱いが高裁、最高裁で争われていました。残念ながら、発見されたタイマーは証拠としては採用されず、最高裁での結果は残念なものとなりましたが、弁護活動の全期間を通じ、人権救済基金からの実費や弁護士費用の援助が大変役立ったとの報告でした。



事例報告をする古家野晶子会員

5 事例報告後は、毎年、心癒やされるミニコンサートです。今年は Duo deux souhaits (でゅお・どすえ)さんの演奏を楽しませて頂き

ました。海外の音楽大学院やオーケストラで実績を積まれた、ヴァイオリンの長谷川真弓さん、ピアノの尾藤万希子さんのデュオで、2011年から東京、京都でリサイタルを開催されているお2人ですが、高校の同級生同士ということもあり、息びつりの素晴らしい演奏にしばし時間の経過を忘れてしまいました。なお、ピアノの尾藤さんは当会会員の娘さんで、その関係で今回のコンサートが実現した次第です。

今後も、お2人は各地でリサイタルを開催される予定ですので、ぜひ生の演奏を聴きに出かけられては如何でしょうか。



Duo deux souhaits (でゅお・どすえ) さん

6

コンサートの後は講演です。今年は立命館大学法学部教授の山本忠先生に「どこがおかしい？ 日本の社会保障」と題してご講演を頂きました。山本先生は、これまで「権利としての社会保障」が日本で確立されるための課題を実践的に研究されてこられた方で、今回の講演では、社会保障の充実の為、国民一人一人が制度の内容や問題点を正確に理解する事が重要であるというお考えに基づき、日本の社会保障制度の説明、各国との比較、今後の社会保障制度のあり方などを市民の方々に分かりやすく、広くご講演頂きました。

日本は他の先進国と比較をすればまだまだ社会保障の整備が不十分であり、その原因の一つは私達国民の制度への理解の低さであるというご指摘は、市民の方々に非常に印象深い内容であったと思います。

実際、集い終了後のアンケートでも「社会保障制度について、より勉強する必要性を感じた」というようなコメントを多数頂きました。



山本忠先生の講演の様子

7

なお、アンケートでは集い全体についても「法律援助の内容や重要性を初めて知った」、「もともと内容は知っていたが、実際に有効に利用されているという話を聞いて良かった」というコメントをたくさん頂きました。

8

最後に人権救済基金運営委員会から皆様へのお願いですが、人権救済基金は市民の方々や多数の会員からの寄付によって成り立っている制度です。近年、基金への寄付が減少している傾向にありますが、制度が果たす役割は非常に大きく、是非とも皆様からの寄付を頂ければと思っております。そして、来年も1月頃に集いを開催する予定ですので、是非、その際にはお越し頂ければ幸いです。

以上



# 基金が原告らの提訴を後押ししました J社偽装請負事件のご報告

弁護士 中村和雄

### 1 事件の概要

J株式会社は、変速機及び自動車部品の開発、製造、販売等を事業内容とする株式会社です。京都工場においてAT（自動変速機）やCVT（無段変速機）の生産を行っています。トヨタとホンダを除く国内の自動車メーカーの多くや海外メーカーの多くがここで製作されたトランスミッションを登載しています。原告らは、いくつかの「請負」会社から派遣されて、J社京都工場で勤務していました。途中、「請負」から「派遣」へ形式は変わりましたが、原告らは一貫して同じ工場勤務していました。

原告らは2～10年もの長期間、J社京都工場勤務していました。「J社の正社員になれる可能性もあるから頑張る」とはっきり言われた原告もいます。いつか正社員になれると思って頑張ってきたのに、原告らは2008年12月から翌年1月にかけて解雇・雇止めされました。原告らは労働組合に加入し、2009年2月、京都労働局にJ社に対する是正指導を求める申告書を提出しました。5月8日、京都労働局は、J社に対し、原告らの就労は労働者派遣法第40条の2第1項の期間制限違反であると断定し、「11名の雇用の安定を図るよう」との指導を行いました。それを受けて、原告ら加入の労働組合は、J社に対し、直接雇用を求めて団体交渉を申し入れましたが、J社は要求を拒否し、不誠実な対応に終始しました。そのため、2009年10月7日、J社京都工場において偽装請負状態で勤務していた労働者11名が、労働契約上の地位確認及び賃金支払い等を求めて、京都地方裁判所に提訴したのです。

### 2 勤務の実態

J社京都工場では正社員と「請負」「派遣」社員が混在して一緒に業務を行っていました。原告らはJ社従業員の指揮命令の下、業務を行ってきました。原告らはJ社から直接

勤務を管理されていました。原告らは正社員とともに業務改善の提案までしていました。その実態はまさに「偽装請負」そのものでした。

原告らはJ社の社員と全く同じように仕事をしていました。社員との違いは、無権利ということです。人員に余裕がないラインで有給休暇がなかなか取得できず、6年間で6日しか有給休暇の取得が出来なかった人もいました。

原告団長の宮崎彰さんは勤務の実態をこう語ります。

『私は2006年10月から、J社の自動車部品加工で、トランスミッションのオートマチック製造に伴う機械オペレーターとしてバルブボディ研削ラインで勤務していました。私が働いていたバルブボディ研削の工程は、産業用ロボットで研削機での研磨後の完成検査を担当していました。産業用ロボット操作の運転資格を持った作業員でなければ操作は出来ない、とても高度な技術を伴う仕事でした。産業用ロボットの操作はJ社の社員の中に出来る方がいないため、私がJ社の社員に操作手順の説明や指導をしていました。設備が長い期間停止した後の試運転など、J社の社員がやる作業を私がしていました。急な生産計画変更の対応でも、担当責任者からの連絡がなく直接、組立ラインの作業員に聞かされて急いで対応をしたことが何度もあり、生産が間に合わない時などは昼休みを削り、生産計画に支障がでないよう頑張ってきました。』

生産台数の増産が続いていた時期には、他の派遣会社からの作業員の配属があり忙しい中、通常作業をこなしながら社員のかわりに新人教育を何度かやりました。いずれはJ社の社員になれるはずと思い、高度な技術を伴う作業ですが、一生懸命にやってきました。』

J社は、このように会社のために頑張ってきた原告らを、いとも簡単に解雇・雇止め

にしたのです。

### 3 原告らの従業員としての地位

原告らは、「請負」会社と形式上請負契約を締結していましたが、現実にはJ社従業員から直接指揮命令を受けて就業していました。これは、請負の名を借りて派遣を行おうとするもので、職安法施行規則4条の定める請負の基準を充たしません。そもそも原告らの就労開始時には製造業の労働者派遣は禁止されており、労働者供給事業を禁止する職安法44条に違反します。原告らと「請負」会社との間の契約は、公序良俗に反し無効というべきです。

J社による直接の指揮命令を受けながら、J社の工場で働いてきたという勤務実態からすれば、原告らとJ社との間で直接の労働契約が成立していたというべきです。

また、少なくともこうした違法な働き方を続けてきたJ社は、原告らに対して損害賠償義務を負うはずです。

これが裁判における私たちの主張です。J社は、「雇用創出」を名目に京都府から約3億6000万円もの補助金を受け取っておきながら、原告らを解雇・雇い止めしました。このような矛盾する態度は許されません。労働者を物のように扱う態度を許さず、大企業の社会的責任を果たさせていくことが必要です。

### 4 裁判の経過

2009年10月7日、原告11人が京都地裁に提訴しました。裁判はもちろん、労働組合の闘いなど経験のない11人の若者にとって、裁判闘争は考えもしないことでした。裁判所への出頭と弁護士費用も大きな壁でした。ここからが、この闘いの特筆すべき特徴です。3人のベテラン組合員は「自分たち3人が11人の原告に代わって裁判の先頭に立つ。裁判費用は心配するな。こんな不当なことを許していいのか。」とひとりひとりに語りかけました。私たち弁護士もこの熱意に応えないわけにはいきません。「弁護士費用は心配しなくていい。」誤解がないようにお伝えしますが、弁護士が無償で動いていたわけではありません。京都弁護士会人権救済基金からの借り入れによって、活動費用は支えられていました。

### 5 弁護団の思い

11人すべての皆さんが裁判提訴を決意し

ました。これに応じて、熱意をもった若手弁護士中心に11人の弁護団を形成しました。何度も一緒に交流会をもち気心を理解し合った上で、1弁護士1原告担当としました。担当原告のことなら、仕事内容から生活状況、趣味や好みまで何でも知り尽くす。担当原告の話を陳述書にまとめ上げる過程で泣いてしまった弁護士もいました。できあがった11人の原告の陳述書は、J社の彼らに対する扱いの不当性と救済の必要性を明白にしました。さらに原告代表者らの法廷での証言は裁判官たちの心を揺り動かしました。

2009年10月7日の提訴から30ヶ月経過を前にした2012年3月23日、和解が成立しました。裁判所がJ社に対して相当額の支払いを求め、それをJ社が受け入れたものです。原告らが被った損害に比べるとけって十分な金額とはいえませんが、この間の闘いの成果が反映した金額を得ることができたと思います。

解決後の懇親の場で、原告の皆さん全員から「闘ってよかった」との言葉を頂きました。弁護士冥利に尽きます。もちろん支援の皆さんも同じ気持ちだと思います。

私たち11人の弁護団は、今回の事件で学んだことをしっかり活かし、相談者が泣き寝入りすることがないように励まし、働く者の権利を実現する闘いを支援していきたいと思っています。そのために、人権救済基金がきわめて貴重な存在です。ありがとうございました。



解決後の懇親会にて

## \* これまでに基金で援助した事件 \*

|       | 事件名                              |
|-------|----------------------------------|
| 1993年 | 恩給受給地位確認等請求事件                    |
|       | 豊田商事事件国家賠償請求事件                   |
| 1994年 | 外国人労働者未払賃金等請求事件                  |
| 1995年 | 一条山開発許可処分取消請求事件                  |
|       | 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件          |
|       | 障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）              |
| 1996年 | 家庭教師賃金支払等請求事件                    |
|       | 障害者の刑事事件（上告）                     |
|       | 医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件             |
| 1997年 | 市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件                |
|       | ヤコブ病損害賠償請求事件                     |
|       | 桂高校制服問題事件                        |
| 1998年 | 浮島丸公式陳謝等請求事件                     |
| 2000年 | 在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件       |
|       | 日栄不当利得返還請求事件                     |
| 2001年 | 個人情報非訂正決定処分取消請求事件                |
|       | 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件         |
|       | レンタルハウス被害者救済事件                   |
|       | 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件    |
|       | 生活保護不当廃止損害賠償請求事件                 |
| 2002年 | ホームヘルパー養成講座事件                    |
|       | 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件      |
| 2003年 | 障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）      |
|       | 中国残留孤児国家賠償請求事件                   |
|       | 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件    |
| 2004年 | 障害厚生年金未給付国家賠償請求事件                |
|       | 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件         |
| 2005年 | 在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件       |
|       | 自衛隊イラク派遣差止等請求事件                  |
|       | 薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）            |
|       | 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件           |
| 2006年 | ①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件              |
|       | ②労働災害損害賠償請求事件                    |
| 2007年 | 船岡山マンション建設損害賠償請求事件               |
|       | 嘱託職員賃金差別事件                       |
| 2009年 | 障害補償給付支給処分取消請求事件                 |
|       | 入学金返還等請求事件                       |
| 2010年 | 障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件         |
|       | ①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件         |
|       | ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他     |
|       | 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件           |
| 2011年 | 国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）        |
|       | 破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産） |
|       | 地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）           |
|       | 発達障害者の窃盗被告事件                     |
|       | 損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）              |
| 2012年 | 水族館施設設置許可取消請求事件                  |
|       | 人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）    |

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。

2012年度末時点での援助件数は、59件です。



## 収入の部

# ＝2012年度人権救済基金報告＝



## 支出の部

| 科目        | '12年度予算額   | 12年度決算額    |
|-----------|------------|------------|
| 1 会員寄附金   | 900,000    | 1,001,000  |
| 2 会員外寄附金  | 300,000    | 129,100    |
| 3 償還金     | 0          | 800,000    |
| 4 受取利息    | 2,000      | 1,843      |
| 5 雑収入     | 250,000    | 272,494    |
| 当期収入合計(A) | 1,452,000  | 2,204,437  |
| 前年度繰越金    | 9,121,855  | 9,121,855  |
| 収入合計(B)   | 10,573,855 | 11,326,292 |

| 科目            | '12年度予算額   | '12年度決算額   |
|---------------|------------|------------|
| 1 援助金         | 3,500,000  | 70,000     |
| 2 活動費         | 900,000    | 709,549    |
| 3 雑費          | 10,000     | 3,800      |
| 4 予備費         | 6,163,855  | 0          |
| 当期支出合計(C)     | 10,573,855 | 783,349    |
| 当期収支差額(A-C)   | △9,121,855 | 1,421,088  |
| 次期繰越収支差額(B-C) | 0          | 10,542,943 |

## 人権救済基金Q&A

### Q 人権救済基金とは、どのようなものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

### Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

### Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

### Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

### Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2012年度末で、約1054万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いいたします。



## 「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただく必要があります。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**  
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！  
QRコードを携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会の携帯サイトに簡単にアクセスできます。  
ぜひブックマークにご登録ください。

